

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号キの規定により、以下の建築物を平成 28 年 3 月 15 日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成 28 年 3 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

1 建築物の名称

- (1) 翠紅館
- (2) 送陽亭
- (3) 翠紅庵・胡廬庵

2 建築物の所在地

京都市東山区高台寺南門通下河原東入栴屋町 358 番, 359 番 1, 359 番 2, 360 番 1 及び 360 番 2

3 建築物の概要

(1) 翠紅館

- ア 建築年代 大正 4 年頃
- イ 構造 木造
- ウ 階数・形式 2 階建て・棧瓦入母屋造

(2) 送陽亭

- ア 建築年代 昭和 21 年以前
- イ 構造 木造
- ウ 階数・形式 1 階建て・棧瓦入母屋造

(3) 翠紅庵・胡廬庵

- ア 建築年代 大正 7 年頃
- イ 構造 木造
- ウ 階数・形式 1 階建て・棧瓦入母屋造

(都市計画局建築指導部建築指導課)